



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 7 月 12 日 (日曜日) 号外 第 22 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則	頁	訓 令
○知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則…………… (人事課) 1		○宮崎県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 1

規 則

知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 7 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第41号

知事の職務代理に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務代理に関する規則（昭和30年宮崎県規則第73号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第 2 条 法第 152 条第 1 項の規定による知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 第 1 順位 副知事 郡司行敏 第 2 順位 副知事 鎌原宜文	第 2 条 法第 152 条第 1 項の規定による知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。 第 1 順位 副知事 郡司行敏 第 2 順位 副知事 <u>永山寛理</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

宮崎県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和 2 年 7 月 12 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第12号

本 庁
各出先機関

宮崎県副知事の担任意務等に関する規程の一部を改正する訓令

宮崎県副知事の担任意務等に関する規程（平成25年訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(担任意務) 第 1 条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 副知事 <u>鎌原宜文</u> の担任意務 ア～コ [略]	(担任意務) 第 1 条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。 (1) [略] (2) 副知事 <u>永山寛理</u> の担任意務 ア～コ [略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。